

アプリからの口座開設に係る特約

1. (概要)

- (1) この特約は、「信用金庫口座開設アプリ」(以下「口座開設アプリ」という。)から開設した湘南信用金庫(以下「当金庫」という。)の総合口座に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、次の規定(以下「関連規定」という。)のうち総合口座取引規定の一部を構成するとともに総合口座取引規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては関連規定が適用されるものとします。
- ① 預金共通規定
 - ② 総合口座取引規定
 - ③ 普通預金規定
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは、関連規定に従います。

2. (預金契約の成立)

口座開設アプリから申込みにより開設された口座は、当金庫が所定の開設手続きを完了した時点で、当金庫とお客さまの間に預金契約が成立するものとします。

ただし、送付した通帳・キャッシュカード等が当金庫に返送されてきた場合には、当金庫はお客さまに通知することなく、開設した口座を解約できるものとします。

3. (口座開設申込の取消)

口座開設アプリからの申込後に、お客さまへの確認を要する事項があり、当金庫から電話による連絡を行うも、連絡不通となり、口座開設を行うことができない状態が2週間に亘る場合には、当金庫はお客さまに通知することなく、口座開設申込を取消することができるものとします。

4. (特約の変更)

- (1) この特約の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知する事により、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上